

川北町

教育振興基本計画



川北町教育委員会

はじめに

霊峰白山を源とし、日本海に流れる手取川の右岸、加賀平野の中央部に位置する川北町。幾多の洪水と戦って今日の繁栄を築き上げた先人の知恵と行動力は、今も地域の人々によって受け継がれています。現在は県内で最も小さな自治体の特性を生かし、「小さいからこそキラリと輝く町づくり」を進めています。

いうまでもなく、子どもたちは将来を担う大きな宝であり、今後の町づくりを推進するためには、今日抱える諸課題に的確に対応できる教育の実践を進めていくことが重要だと考えています。

昨今、目まぐるしく変化する現代社会において、子どもたちを取り巻く問題がクローズアップされ、身近な理解者である家庭・学校・地域には、密接な協力関係が求められています。

このような時代にあって、教育に求められているのは「不変」です。

特に学校教育における不変とは、「確かな学力、時代の変化に惑わされることなく生き抜く力や価値観の素養」を育てることです。

本町では、四半世紀にわたって、家庭・学校・地域が連携した教育を計画的に推進してきており、高い水準での成果を得ていると確信しています。

しかし、再び子どもたちに対する教育のあり方が問われ始めています。

教育委員会制度の改正によって、地方教育行政の方向性についての検討が緊急の課題として私たちに示されました。

そこで、川北町では教育にかかる基本目標の具現化を図ることを目的として、「川北町教育振興基本計画」をここに策定することとなりました。

本計画では、川北町教育の基本理念「キラリと輝く魅力的な人づくり」を基に、5つの「目指す人間像」、7つの「基本目標」を定めました。

①家庭・学校・地域が互いに連携しながら、②一人ひとりが尊重しあえる体制を構築し、③豊かな学びの場となる学校づくりと特色のある人づくりに取り組み、④未来を担う子どもたちが心豊かに成長し、ふるさと「かわきた」を愛する大人となるよう、真摯に進めて参ります。

終わりに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご協力を賜りました町民の皆様、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

川北町教育委員会

目次

◎ 計画の策定について	2
1 川北町教育振興基本計画策定の趣旨	2
2 川北町教育振興基本計画の位置づけ	2
3 川北町教育振興基本計画の期間	2
4 川北町教育振興基本計画の性格・特徴	3
◎ 基本理念及びめざす人間像	4
◎ 川北町教育振興基本計画の体系	5
◎ 推進方法と主な施策	7
基本目標 1	
幅が広く、厚みのある「確かな学力」の向上をめざす	7
基本目標 2	
「豊かな心」をはぐくみ、「すこやかな体」の育成と体力の増進に努める	8
基本目標 3	
社会の進展に対応した、信頼され、魅力ある学校づくりをめざす	9
基本目標 4	
心のふれ合うふるさとづくりと地域連帯の強化をめざす	10
基本目標 5	
生涯を通じての、学習活動を推進するための環境づくりをめざす	11
基本目標 6	
すこやかで心豊かな青少年を育成するため、家庭・学校・地域が 一体となり、心の教育の推進を図る	12
基本目標 7	
町民一人一人のスポーツの日常化と健康増進をめざす	13
◎ 計画の推進に向けて	14

◎ 計画の策定について

1 川北町教育振興基本計画策定の趣旨

今日的な教育課題の克服と教育の発展をめざし、平成18年12月に教育基本法が改正されました。これまでの教育基本法の普遍的な理念を大切にしながら、道徳心、自立心、公共の精神など、教育の理念を明確に示すとともに、学校教育、家庭教育、社会教育、スポーツなどの分野別の施策を生涯学習振興を図る上で横断的に捉えなおし、教育施策の総合的な推進を図るため、地域の実情に応じた「教育振興基本計画」の策定に努めることが示されました。

このことから、町では「川北町基本構想」における方針を参酌し、基本計画を策定いたしました。

2 川北町教育振興基本計画の位置づけ

この計画は、国が示す教育振興基本計画を参酌した上で、川北町に応じた教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、川北町が目指すまちづくりの基本目標や教育の長期的かつ総合的指針として位置づけています。

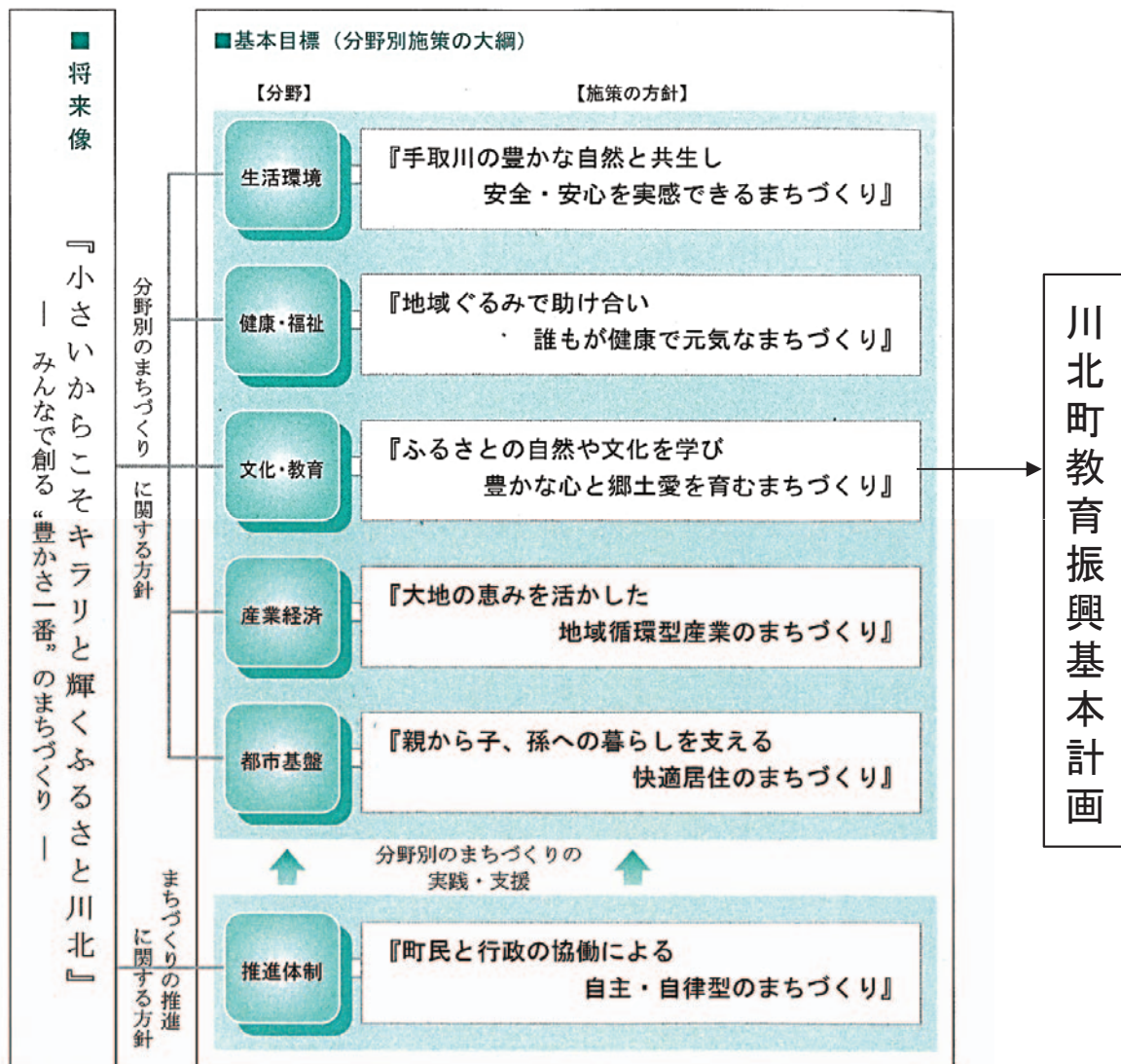
3 川北町教育振興基本計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10箇年を計画推進の期間とします。

また、計画の理念の実現に向けた施策の達成目標は、計画期間の中間年である概ね5年後とし、その結果を踏まえ必要に応じて見直しを図ります。

4 川北町教育振興計画の性格・特徴

この計画は川北町基本計画を踏まえ、教育分野の総合的な基本指針であり、教育理念に【キラリと輝く魅力的な人づくり】を掲げ、5つの「目指す人間像」、7つの「基本目標」を示し、川北町の教育に対する考え方や事業の進め方を町民に明らかにするために策定いたしました。



※川北町基本構想より抜粋

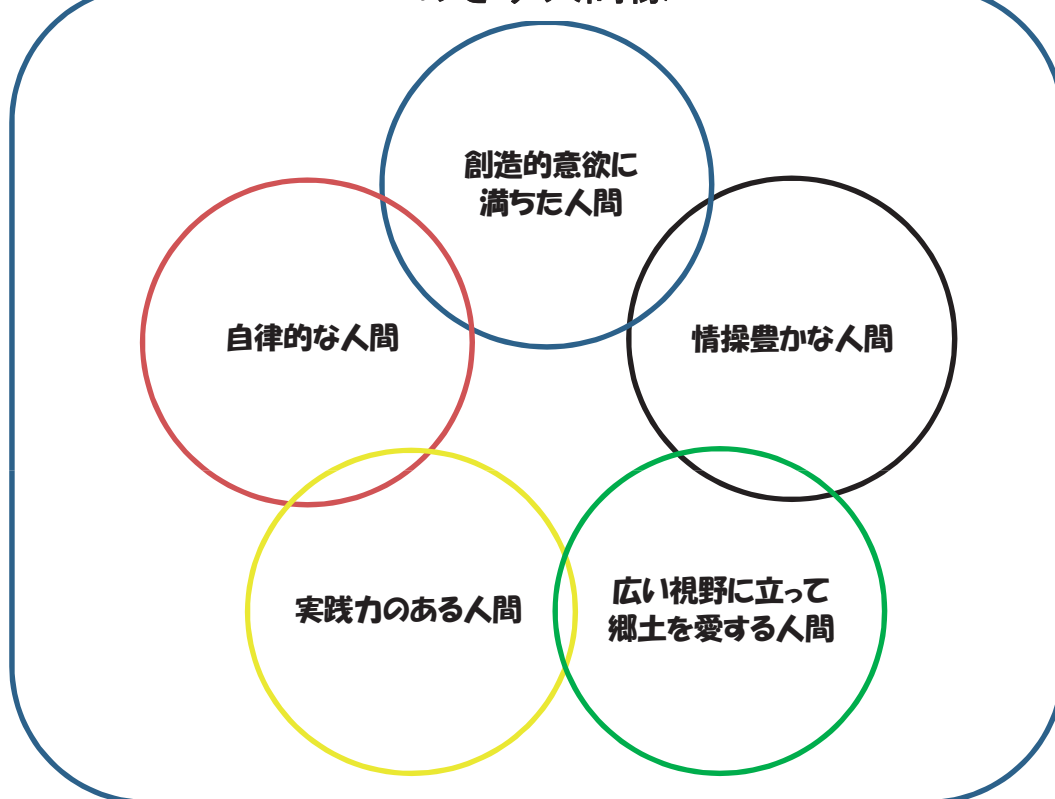
◎ 基本理念及びめざす人間像

基本理念

キラリと輝く魅力的な人づくり

家庭・学校・地域が互いに連携し、心身ともにすこやかで、心豊かな人づくりをめざすとともに、確かな学力を身につけ、自分の考えをもち、判断し、豊かに表現できるコミュニケーション能力を身につけた、“ふるさと川北”を愛する、キラリと輝く魅力的な人づくりをめざします。

めざす人間像



◎ 川北町教育振興基本計画の体系

基本理念

めざす人間像

キラリと輝く魅力的な人づくり

自律的な人間

人生に対する希望と生きがいを追求する自律的な人間

創造的意欲に満ちた人間

高い知性と科学的な探究心をもつ創造性のある人間

情操豊かな人間

本町の風土に培われた自然愛、芸術的創造等の美風を備えた情操豊かな人間

実践力のある人間

積極・進取の気風に満ち、たくましい心身と意欲的な実践力をもった人間

広い視野に立って郷土を愛する人間

広い世界に向かって目を開き、平和な社会の一員としての強い連帯感をもちより豊かな地域社会の建設に参加する人間

基本目標

施策の方針

1. 幅が広く、厚みのある「確かな学力」の向上をめざす

- ・ 確かな学力の育成
- ・ 社会に必要な資質を育む教育の推進
- ・ 一人一人に応じた教育の推進
- ・ 地域の特色を生かした教育活動の推進

2. 「豊かな心」をはぐくみ「すこやかな体」の育成と体力の増進に努める

- ・ 心の教育の充実
- ・ いじめ・不登校等問題行動への取組の充実
- ・ たくましい心身を育む教育の推進
- ・ 豊かな情操を育む取組の充実

3. 社会の進展に対応した、信頼され魅力ある学校づくりをめざす

- ・ 教職員研修の充実
- ・ 学校運営の推進
- ・ 安全で安心な教育環境の整備と充実

4. 心のふれ合うふるさとづくりと地域連帯の強化をめざす

- ・ 生涯学習の町づくり体制の充実
- ・ 町民の社会参加活動の育成
- ・ 自治（地区）公民館活動の充実（25地区）
- ・ 社会教育諸団体の育成と活動の援助
- ・ ふるさとの歴史を見直す活動の推進

5. 生涯を通じての学習活動を推進するための環境づくりをめざす

- ・ 年齢層に応じた生涯学習活動の推進
- ・ 町民の自発的学習の啓発
- ・ 文化団体の提携強化
- ・ 社会教育施設の効果的活用

6. すこやかで心豊かな青少年を育成するため、家庭・学校・地域が一体となり、心の教育の推進を図る

- ・ 学校外活動の充実
- ・ 地域活動と家庭教育の充実

7. 町民一人一人のスポーツの日常化と健康増進をめざす

- ・ 町民のスポーツ及び健康づくり活動の推進
- ・ スポーツ団体の提携強化
- ・ スポーツ諸施設の整備と開放

◎ 推進方針と主な施策

重点的な7つの基本目標を達成するために、それぞれの推進方針のもと取り組む施策を示しました。

基本目標1	幅が広く、厚みのある「確かな学力」の向上をめざす
--------------	---------------------------------

1－1

施策の方針	確かな学力の育成（※いしかわ学びの指針12か条の推進）
主な施策	・学習指導要領に沿った指導計画の立案と実施、評価の工夫を行う。 ・基礎的な知識・技能の習得と活用力を育成する授業づくりに努める。 ・言語活動の充実を図り、授業改善の推進を行う。 ・学習意欲の向上と家庭と連携した学習習慣の確立を図る。 ・学校図書館司書の配置と読書活動の充実を図る。

1－2

施策の方針	社会に必要な資質を育む教育の推進
主な施策	・理数教育の充実を図る。 ・外国語教育と国際理解・国際交流の充実を図る。 ・I C T等情報機器を活用した教育の充実を図る。 ・発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。 ・コミュニケーション能力の育成と円滑な人間関係を築く力を育む。

1－3

施策の方針	一人一人に応じた教育の推進
主な施策	・個に応じた少人数指導、習熟度別学習を推進する。 ・学習指導員や理科支援員の配置と指導の充実を図る。 ・特別支援教育の充実を図り、関係機関との連携を推進する。 ・特別支援教育支援員の配置と必要な支援の充実に努める。 ・就学相談及び教育相談の充実を図る。

1－4

施策の方針	地域の特色を生かした教育活動の推進
主な施策	・小中連携による「かわきた授業スタイル」の定着を図る。 ・川北の自然・産業・伝統を生かした「手取川プラン」の充実と実践に努める。 ・地域の人材「まちの先生」を生かした教育活動を積極的に行う。 ・保護者や地域と連携した教育力の向上に努める。

基本目標2	「豊かな心」をはぐくみ、「すこやかな体」の育成と体力の増進に努める
--------------	--

2-1

施策の方針	心の教育の充実
主な施策	・ 道徳教育を中心にした心の教育、人権教育の充実を図る。 ・ 地域と連携した豊かな体験活動の工夫と充実を図る。 ・ 集団での取組を生かした特別活動の充実を図る。 ・ ボランティア活動などの社会奉仕体験活動を推進する。 ・ 家庭や地域との連携による社会性の育成を図る。

2-2

施策の方針	いじめ・不登校等問題行動への取組の充実
主な施策	・ 積極的な生徒指導を行い、いじめ・不登校等の未然防止に努める。 ・ いじめ対応アドバイザーの派遣及び校内指導体制の充実を図る。 ・ スクールカウンセラーの配置と教育相談の充実を図る。 ・ 小中学校・家庭や地域・警察等の関係機関との連携を図る。 ・ 情報機器等に関する問題への対応を推進する。

2-3

施策の方針	たくましい心身を育む教育の推進
主な施策	・ 健康教育・健康学習の充実を図る。 ・ 健康増進と体力、運動能力の向上に取り組む。 ・ 家庭や地域・関係機関と連携した安全教育と防災教育の充実を図る。 ・ 命の教育・性教育・薬物乱用防止教育等の推進を図る。

2-4

施策の方針	豊かな情操を育む取組の充実
主な施策	・ 川北町の伝統・文化に親しむ教育活動の推進と伝承に努める。 ・ 文化・芸能に親しむ機会の推進と充実を図る。 ・ 出合い・ふれ合い・感動のある体験学習を推進する。

基本目標3	社会の進展に対応した、信頼され、魅力ある学校づくりをめざす
--------------	--------------------------------------

3－1

施策の方針	教職員研修の充実
主な施策	・教職員の資質を高める研修の充実を図る。 ・課題やキャリアステージに対応した研修の充実を図る。 ・県教育委員会、県教育センターとの連携を図る。 ・小中連携による研修の充実と授業改善・情報の共有に努める。

3－2

施策の方針	学校運営の推進
主な施策	・学校評価を活用し、学校運営の改善を図る。 ・学校規模を生かした組織的な学校運営に努める。 ・教職員の人事評価制度を活用し、意識の向上と学校の活性化を図る。 ・小中学校と保育所・学童保育・家庭・地域等の連携による課題改善に努める。

3－3

施策の方針	安全で安心な教育環境の整備と充実
主な施策	・時代の変化に対応した教育施設・設備の充実と整備に努める。 ・安全・安心に学びを保障する環境の整備に努める。 ・施設・備品の安全管理と危機を想定した対応の徹底を図る。 ・ボランティア団体等、関係機関との連携を図り、地域と協力した安全な環境づくりに努める。



基本目標4	心のふれ合うふるさとづくりと地域連帯の強化をめざす
--------------	----------------------------------

4－1

施策の方針	生涯学習の町づくり体制の充実
主な施策	・生涯学習の推進とその推進体制の充実を図る。 ・生涯学習の啓発や振興を行う。 ・町民憲章の啓発と実践のために様々な機会をとらえて唱和する。

4－2

施策の方針	町民の社会参加活動の育成
主な施策	・地域の伝統行事やレクリエーションを通して地域住民の連帯感を培う。 ・生涯学習ボランティア活動の定着化を推進する。 ・防犯ボランティアの積極的な参加を推進する。 ・伝統行事の継承を支援、推進する。

4－3

施策の方針	自治(地区)公民館活動の充実(25地区)
主な施策	・環境美化運動(クリーンアップ川北)を実践し促進する。 ・性別、年齢をこえた活動による地域コミュニティづくりを推進する。 ・こども会育成委員会の組織の強化を目指す。

4－4

施策の方針	社会教育諸団体の育成と活動の援助
主な施策	・女性協議会、壮年団、老人クラブ等の団体活動を支援し奨励する。

4－5

施策の方針	ふるさとの歴史を見直す活動の推進
主な施策	・町の文化財保護に努める。 ・町の歴史、文化財の周知を図るための活動を行う。

基本目標5	生涯を通じての、学習活動を推進するための環境づくりをめざす
--------------	--------------------------------------

5－1

施策の方針	年齢層に応じた生涯学習活動の推進
主な施策	・学級、講座の内容の充実に努める。 ・国際交流員との交流活動を積極的に行う。 ・各種機関との連携により学習内容の充実に努めると共に、広報等により情報の提供を行う。 ・生涯学習情報提供システムの効率的活用を努める。

5－2

施策の方針	町民の自発的学習の啓発
主な施策	・町民の自発的意識向上のための各種講座の開設に努める。 ・町民の人権問題に対する理解と意識を深める。

5－3

施策の方針	文化団体の提携強化
主な施策	・文化の日記念講演会、芸術鑑賞等の情操教育の機会を提供する。 ・文化団体協議会を中心とした文化活動の促進を行う。 ・発表、展示、大会、研究会等機会の拡充に努める。 ・新しいサークル活動の育成を支援する。 ・文化活動への貢献者等に対する積極的な奨励と表彰を行う。

5－4

施策の方針	社会教育施設の効果的活用
主な施策	・東部、西部、中部地区学習等供用施設、文化センター等の活用による公民館事業の拡充を図る。 ・図書館施設の充実と利用の促進をめざす。 ・図書館活動の促進を図る。

基本目標6	すこやかで心豊かな青少年を育成するため、家庭・学校・地域が一体となり、心の教育の推進を図る
--------------	--

6－1

施策の方針	学校外活動の充実
主な施策	・手取川いきいき教室を通し、自然体験学習を実践する。 ・青少年講座、なでしこ広場の内容を充実させる。 ・幼児や青少年及び高齢者や障害者との交流活動を支援する。 ・各種記念行事の創意工夫を図る。

6－2

施策の方針	地域活動と家庭教育の充実
主な施策	・青少年団体の育成と指導者の指導力向上、連携・強化を図る。 ・情報誌を作成し、啓発活動を行う。 ・明日の子どもを育てる町民会議の開催と活動の推進を行う。 ・町ぐるみの「あいさつ・対話運動」に取り組む。 ・手取川プランの実践活動を積極的に行う。 ・家庭の教育力を高める各種の「家庭教育講座」を充実させる。 ・家庭、学校、保育所、地域の連携・強化を積極的に促進する。 ・読み聞かせや読書の習慣化を促進する。 ・読書に親しむ環境づくりを支援する。



基本目標7	町民一人一人のスポーツの日常化と健康増進をめざす
--------------	---------------------------------

7-1

施策の方針	町民のスポーツ及び健康づくり活動の推進
主な施策	・ 町民のスポーツニーズの把握と検討を行う。 ・ 青少年スポーツ、ファミリースポーツ及び、中高年スポーツの活動促進に努める。 ・ 地域におけるスポーツ活動の推進を行う。 ・ 各種イベントを通じ町民の健康づくりに対する意識を高め、スポーツ人口の底辺拡大をめざす。 ・ 高齢化社会に向けた健康増進事業の展開を図る。

7-2

施策の方針	スポーツ団体の提携強化
主な施策	・ スポーツ推進委員による生涯スポーツの振興事業の充実を図る。 ・ 川北町体育協会を中心とした競技団体の競技力の向上をめざす。 ・ 指導者の育成とジュニアスポーツクラブへの派遣を積極的に行う。 ・ 優秀選手、功労者の奨励・表彰とその広報活動を行う。

7-3

施策の方針	スポーツ諸施設の整備と開放
主な施策	・ 社会体育施設の利用促進を図り、広報活動の充実をめざす。 ・ 学校体育施設等の積極的な利用の促進を図る。 ・ 体育施設の適切な使用と適正な管理を指導する。



◎ 計画の推進に向けて

教育委員会の活性化

教育委員会には、学校教育のみならず、生涯学習やスポーツ、文化振興など、幅広い領域に及ぶ多くの教育課題に対して的確な判断が求められています。

また、教育の普遍的営みと、時代のニーズに即した柔軟な対応を必要とする側面があり、これまで以上に教育施策に対する深い知見が求められています。

教育委員が積極的に教育現場に出向いて行くことによって学校や教育施設の状況を把握し、教育委員自らが政策提案の一助とします。

- ・ 学校訪問 計画訪問日だけでなく、学校行事などの機会をとらえ、積極的に教育委員が学校現場を視察します。
- ・ 研修活動 多くの教育課題に対応するため、教育委員として備えるべき知識や専門性が要求されています。そのため、教育委員自らが教育課題の解決に向けた研修に積極的に取り組むとともに、石川県教育委員会連合会や関係機関が主催する研修活動にも積極的に参加します。
- ・ 町長と教育委員会の情報・意見交換
教育の現状と課題について、情報交換の場を持ちます。

教育行政の透明化と情報発信

教育委員会の公開など教育行政の透明性を高めるとともに、ホームページ等を活用し、町民に対して積極的に情報を発信していきます。

教育予算の充実

教育施策実現のため町長部局と連携し、教育環境整備、地域文化の振興や文化財の保護、体力づくりのために必要な教育予算の充実に努めます。

教育施策の点検と評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育施設の点検と評価を行い、その評価結果を基に、教育施策の改善や見直しを行います。

川北町教育振興基本計画策定の経過

会 議 名 等	開 催 日 等	主 な 内 容
第 1 回検討委員会	平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日	委員長選出、基本計画の概要・計画期間の説明
第 2 回検討委員会	平成 2 7 年 1 月 3 0 日	川北町教育振興基本計画（素案）の協議
第 3 回検討委員会	平成 2 7 年 2 月 1 2 日	川北町教育振興基本計画（素案）の協議
第 4 回検討委員会	平成 2 7 年 3 月 2 日	川北町教育振興基本計画（素案）の決定
委 員 会 報 告	平成 2 7 年 3 月 1 3 日	川北町教育振興基本計画（素案）の教育委員会報告
報 告	平成 2 7 年 3 月 2 0 日	川北町教育振興基本計画の報告

川北町教育振興基本計画検討委員会委員名簿

（敬称略、順不同）

区 分	氏 名	備 考
委 員 長	小野島政孝	川北町教育委員長
副委員長	西田 時雄	川北町社会教育委員長
委 員	西野 昇吾	川北町体育協会会長
委 員	川北 弘	川北町文化協会会長
委 員	前田 澄代	川北町校長会会長
委 員	室谷 敏彦	川北町教育委員会教育長



町の鳥「ヒバリ」



町の木「ケヤキ」



町の花「カワラナデシコ」



川北町教育振興基本計画

策定 平成27年3月

川北町教育委員会事務局

〒923-1295 石川県能美郡川北町字荻ヶ原174番地

TEL 076-277-1111 FAX 076-277-1187

川北町ホームページ <http://www.town.kawakita.lg.jp/>